

## 給水量分析に関する連絡調整会議設置要綱

(平成 18 年 11 月 9 日局長決)

(最近改定 令和 4 年 4 月 1 日お客さまサービス課長決)

### (設置)

第 1 条 大阪市水道局に「給水量分析に関する連絡調整会議」(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

### (目的)

第 2 条 連絡調整会議は、昭和 51 年厚生省(現厚生労働省)通知に定める漏水防止対策としての配水分析(給水量分析)に関する実施体制、実施方法及びそれに関連する事項を検討し、各種施策実施の基礎となる給水量分析の精度をより高めることを目的とする。

### (検討項目)

第 3 条 連絡調整会議では、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 予算策定時における想定給水量分析
- (2) 決算における給水量分析
- (3) 各計量及び報告水量の精査
- (4) その他、給水量分析に関して必要な調査

### (構成)

第 4 条 連絡調整会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、お客さまサービス課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

### (会議)

第 5 条 連絡調整会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検討事項に応じ、委員以外の者に出席を求めることができる。
- 3 連絡調整会議は原則として予算策定・決算確定時期に開催する。

### (事務局)

第 6 条 連絡調整会議の事務局は、総務部お客さまサービス課とする。

### (報告)

第 7 条 連絡調整会議で整理した事項で局部長に報告が必要な項目については、適宜委員長から報告することとする。

### (施行細目)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

委 員 総務部企画課担当係長（収支計画）  
総務部お客さまサービス課担当係長（営業統計）  
工務部計画課担当係長（水資源）  
工務部配水課担当係長（維持管理計画）  
工務部給水課担当係長（量水器）  
工務部柴島浄水場担当係長（総合水運用・電気設備運用管理）